⑯　「対処基本方針」とは、事態対処法第９条第１項に規定する武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針をいう。
⑰　「武力攻撃災害」とは、国民保護法第２条第４項に規定する武力攻撃災害をいう。
⑱　「危険物質等」とは、国民保護法第103条第１項及び国民保護法施行令第28条の規定により定められた物質をいう。
⑲　「生活関連等施設」とは、国民保護法第102条第１項及び国民保護法施行令第27条の規定により定められた施設をいう。
⑳　「緊急対処事態」とは、事態対処法第25条第１項に規定する緊急対処事態をいう。
㉑　「緊急対処保護措置」とは、国民保護法第172条第１項に規定する緊急対処保護措置をいう。
㉒　「緊急対処事態における災害」とは、国民保護法第183条の表において読み替えられる緊急対処事態における災害をいう。

３　計画の適切な見直し

防衛省は、国民の保護に関する基本指針（平成17年３月25日閣議決定。以下「基本指針」という。）の変更その他の情勢の変化等を踏まえ、適時この計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、国民保護法第33条第７項の規定により準用される手続等により、これを変更する。変更に当たっては、国民保護を含む武力攻撃事態等への対処を的確かつ迅速に実施するための諸検討や訓練の成果を踏まえるとともに、広く関係者の意見を求めるように努める。

第１章　国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

第１節　国民保護措置の実施に係る基本的考え方

１　防衛省・自衛隊は、武力攻撃事態等においては、我が国に対する武力攻撃の排除措置に全力を尽くし、もって我が国に対する被害を極小化することが主たる任務であり、この防衛省・自衛隊にしか実施することのできない任務の遂行に万全を期すこととなる。このため、防衛省・自衛隊は、基本指針に定められているとおり、その機能及び国民からの期待にかんがみ、主たる任務である我が国に対する武力攻撃の排除措置に支障の生じない範囲で、国民保護等派遣を命ぜられた部隊等により又は防衛出動・治安出動を命ぜられた部隊等をもって、可能な限り国民保護措置を実施することを基本とする。

２　この考えを前提とした上での自衛隊が実施可能な国民保護措置の具体的な内容等については、我が国への武力攻撃の態様が一様ではないため、一概には言えないが、基本指針において想定された武力攻撃事態の類型ごとに、その基本的な考え方を示せば、以下のとおりである。

⑴　着上陸侵攻

島嶼部への小規模な侵攻が生起する場合は、武力攻撃発生前にある程度の兆候把握が可能であることが多いと予想されるため、基本的には武力攻撃排除のための部隊の配備等の準備と並行して、関係機関（関係都道府県・市町村、都道府県警察、消防機関、海上保安庁等。以下本項において同じ。）と連携しつつ、住民の島外への先行避難の支援（航空機や艦船による運送等）を中心に対応する。避難の完了前に武力攻撃が発生した場合は、攻撃を排除しつつ、残された住民の避難の支援を迅速に行う。

また、本格的な侵略事態が生起した場合には、自衛隊の能力のほとんどを武力攻撃排除のために使用することが予想されるため、即応予備自衛官や予備自衛官の活用も含め限られた人員や装備品を効果的に用いて、関係機関と連携しつつ、攻撃予想地域からの住民の先行避難の支援を中心に、武力攻撃排除の準備（防御施設の構築等）に支障のない範囲で可能な限り対応する。

⑵　ゲリラや特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊による攻撃の対象等は、武力攻撃発生前に予測できないことが多いと予想されるため、基本的には武力攻撃発生後に、攻撃の排除及び他地域での更なる武力攻撃への警戒活動と並行して、他地域からの所要部隊の派遣等により、関係機関と連携しつつ、被災地域の住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を中心に迅速に対応する。特に、離島や山間部では、機動力や自己完結性といった自衛隊の能力を有効に活用する。（このほか、部隊等に防衛出動・治安出動が命ぜられた場合において、生活関連等施設の管理者や指定行政機関の長等からその安全確保のため支援を求められ防衛大臣が必要と判断する場合や内閣総理大臣から当該施設の安全確保に関し必要な措置を講ずるよう指揮を受けた場合は、周辺住民の先行避難の支援（車両による運送等）のほかに、当該部隊等により、警察機関と連携し、当該施設の警護を実施することもある。）

⑶　弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイル攻撃は、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、発射後は極めて短時間で着弾することが予想されることから、弾道ミサイルの発射の情報を対策本部等に迅速に提供するとともに、着弾後においては更なる武力攻撃への警戒活動と並行して、必要に応じ他地域からの所要の部隊等の派遣も行い、関係機関と連携しつつ、被災地域の住民の避難・救援の支援や武力攻撃災害への対処を中心に迅速に対応する。

⑷　航空攻撃

航空攻撃は、攻撃の特性や攻撃発生前の兆候把握等から攻撃対象となる重要施設等をある程度予測でき、対処のための時間的余裕があると予想される場合には、基本的には武力攻撃の排除措置のための部隊の展開等の準備と並行して、関係機関と連携しつつ、周辺住民の先行避難の支援を中心に対応する。攻撃対象が予測できない場合は、武力攻撃発生後に、基本的には⑶と同様の対応を行う。

⑸　ＮＢＣ攻撃

⑴から⑷までの各事態においてＮＢＣ兵器が使用された場合は、一般に被害が広範囲かつ大規模になるとともに、その特性に応じてＮＢＣ防護の専門部隊（化学防護隊等。以下同じ。）による対応が必要なことから、ＮＢＣ攻撃発生後（可能であればその兆候の把握段階）に、関係機関と密接に連携し、速やかに適切な専門部隊等による情報収集、原因物質や汚染地域の迅速な特定、施設や被災者の適切な除染、適切な医療機関への負傷者の搬送等を実施する。

第２節　国民保護措置の実施における全般的な留意点

自衛隊による国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき行わなければならない。この場合においては、全般的に以下のような点に留意するものとする。

１　国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、国民の自由と権利に制限を加える場合は、同措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

２　国民保護措置に係る国民の権利利益の救済に係る手続（損害補償、不服申立て、訴訟等）について、できる限り迅速に処理するよう努めるとともに、これらに関連する文書につき適切に保存する。

３　各種広報手段を用いて、国民に対し、自衛隊による国民保護措置の実施状況その他所要の情報を適時適切に提供するよう努める。

４　指定行政機関や地方公共団体等との間で、都道府県協議会及び市町村協議会その他の会議等への隊員の参加や共同訓練の実施、部隊等の派遣要請手続の明確化等により、平素から連携協力体制の構築に努める。

５　政府が実施する国民への啓発活動や、自主防災組織及びボランティアによる自発的な活動に対して政府が実施する支援に関して、必要な協力等に努める。